飯豊町認定地域クラブスクールバス運行要綱

（目的）

第１条　この要綱は、中学校部活動の地域クラブ移行による中学生等の活動や大会の参加機会の公平性を確保するため町、学校、地域及び保護者の連携により安全かつ円滑にスクールバスを運行することを目的とする。

（利用対象者）

第２条　スクールバスを使用できる者は、飯豊町認定地域クラブ活動に関する要綱（令和８年度飯豊町教育委員会告示第４号）により認定された地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）の活動に参加する中学校生徒及び小学校児童（以下「小・中学生」という。）並びに認定地域クラブの代表及び指導者とする。ただし、飯豊町立飯豊中学校の生徒が参加する大会や練習試合に限り使用できるものとする。

（運行主体）

第３条　スクールバスの運行主体は、飯豊町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

（運行方法）

第４条　運行は、教育委員会又は民間事業者委託により実施する。

（運行区域）

第５条　スクールバスの運行区域は、置賜・村山地域内とする。ただし、中学校総合体育大会、新人体育大会、吹奏楽コンクール等の全県的な大会の場合は県内全域とする。

（運行日及び運行時間）

第６条　スクールバスの運行日及び運行時間は、認定地域クラブの活動時間に応じて設定する。ただし、スクールバスの運行計画を鑑みて可能な範囲で設定する。

（利用の申請）

第７条　スクールバス使用を申請できる者は、認定地域クラブの代表又は指導者とする。

（申請方法）

第８条　認定地域クラブの代表又は指導者は、小・中学生の保護者からスクールバス使用の同意を得た上で、使用希望日の２週間前までに、スクールバス使用許可申請書（以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。その際、小学校児童を同乗させる場合は、申請書中「使用者及び人数」の欄にその人数を記入しなければならない。

（使用決定及び許可）

第９条　教育委員会は使用の申請があった場合、使用の目的等を審査し、許可の可否を記載した申請書の写しを申請者へ通知するものとする。

（使用変更及び中止）

第 10 条　申請者は、申請内容の変更又は使用中止が生じた場合、ただちに教育委員会に届出、承認を得なければならない。

（緊急時の対応）

第 11 条　認定地域クラブの代表及び指導者は、運行中の事故や災害等が発生した場合、速やかに学校、保護者及び教育委員会に連絡しなければならない。

（責任の範囲）

第 12 条　スクールバス乗車中の安全は教育委員会が責任を負う。その他、活動拠点における活動中の安全は、認定地域クラブが責任を負う。

（利用料金）

第 13 条　スクールバス使用料金は、無料とする。

（雑則）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は令和８年４月１日から施行する。